

第3回定例会議事日程（第6号）

- 第 1 議案第61号 いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第62号 いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第64号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 第 6 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について
- 第 7 議案第65号 いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第67号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第68号 都心平江線橋梁上部工工事請負契約の締結について
- 第10 国特予算議案第2号 令和元年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 介特予算議案第3号 令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 後特予算議案第2号 令和元年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第13 予算議案第3号 令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第77号 いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第78号 いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2020年度政府予算に係る意見書の提出について
- 追加日程第2 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第16 所管事務調査の結果報告について
- 第17 所管事務調査の結果報告について
- 第18 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神蘭正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	出	水	喜三彦君								
副	市	長	中	屋	謙	治	君	市	来	支	所	長	田	中	大	作	君
教	育	長	有	村	孝	君	教	委	総	務	課	長	瀬	川	大	君	
総	務	課	長	田	中	和	幸	君	消	防	長	若	松	勝	司	君	
政	策	課	長	北	山	修	君										

令和元年9月26日午前10時00分開会

△開 議

○議長（平石耕二君） これより本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（平石耕二君） まず、報告します。

先に設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果は、委員長に中里純人議員、副委員長に吉留良三議員が選出されました。

次に、監査委員から報告のあった7月分の例月出納検査の結果及び監査報告第1号、並びに市長から報告のあった平成30年度いちき串木野市健全化判断比率について及び平成30年度いちき串木野市資金不足比率についての写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第13

議案第61号～予算議案第3号一括上程

○議長（平石耕二君） それでは、日程第1、議案第61号から日程第13、予算議案第3号までを一括して議題とします。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長松崎幹夫君登壇]

○総務文教委員長（松崎幹夫君） おはようございます。

私ども総務文教委員会に付託されました案件は単行議案4件、予算議案1件、請願2件、陳情1件、継続審査の陳情1件の計9件であります。

去る9月11日に委員会を開催し、陳情2件を除き申請が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第61号いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い改正するものであります。

説明によりますと、女性活躍推進の観点から住民票やマイナンバーカード等に旧姓の併記が可能とな

り、これに伴い印鑑登録証明書についても住民票に旧姓を併記している方は必ず旧姓が表記されることになり、また、旧姓の印鑑でも登録できるとのことです。

なお、この条例の施行日は本年11月5日でありませ

ず。本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の金額を改定するものであります。

説明によりますと、本年10月1日に予定されている消費税等の税率引き上げに伴い影響を受ける手数料の標準の改定が行われたもので、危険物を貯蔵する貯蔵所の設置許可申請に対する審査手数料の改定であります。

なお、該当する屋外タンク貯蔵所は現在、本市には存在しないとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に伴い、関係条例を整備するものであります。

説明によりますと、成年被後見人等を資格や職種、業務等から排除する規定を設けてある各制度について一律に排除するのではなく、必要な能力の有無を個別的、実質的に審査を行い判断するよう改正するもので、今回、消防団の設置に関する条例の消防団員となることができない者が定めてある規定と、地方卸売市場条例のせり人としての登録をしてはならない者が定めてある規定から「成年被後見人又は被補佐人」を削除するものであります。

委員の中から、消防団の職務には、命にかかわる危険な現場もあることから十分に審査し、しっかり

判断してほしいとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、日本赤十字社所有車両に対する軽自動車税の非課税の範囲を県と統一するために改正するものであります。

説明によりますと、県が課税していた自動車取得税が10月1日で廃止され、新たに市が軽自動車税に課税する環境性能割が導入されることから、非課税対象となる日本赤十字社所有車両の範囲を県と統一することとなります。なお、現在本市には日本赤十字社所有の軽自動車の登録はないとのこととなります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,789万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億9,508万5,000円とするほか、第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の設定、第4条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず歳入の主なるものについて申し上げます。

10款地方交付税は、1億9,146万2,000円を追加するものであります。

説明によりますと、今年度の普通交付税の交付決定額は45億6,737万5,000円で、臨時財政対策債の決定額は3億2,348万円とのこととなります。

15款県支出金の総務費県補助金は鹿児島県地域振興推進事業費805万2,000円の追加であります。

説明によりますと、観音ヶ池周辺の案内サインや誘導サイン等を設置する環境整備を行う観音ヶ池市民の森周辺整備事業の事業費決定に伴うものであります。

18款繰入金、2,000万円の追加は、ふるさと寄附金基金から繰り入れ、5事業へ充当するものであります。

19款繰越金、2億5,139万6,000円は前年度繰越金の追加であります。

21款市債、9,776万4,000円は合併特例事業債、道路整備事業債などを変更して追加するものであります。

ちなみに、令和元年度末の市債残高の見込みは220億5,036万円で、このうち交付税措置率が59.2%、また、合併特例債の活用は79億8,520万円で、活用率は97.0%になるとのこととなります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項5目財産管理費、財政調整基金積立金は、前年度実質収支額の2分の1に当たる1億7,300万円を財政調整基金に積み立てるものであります。

6目企画費、転入者住宅建設等補助金719万4,000円は、当初見込みの住宅建築補助金等をおおむね執行したため、過去の実績を考慮し追加するものであります。

審査の中で、転入者住宅建設等補助金制度を利用した方の中で、本市にゆかりのある方の割合について質したところ、本市関係者は全体の六、七割ほどで中には自然を求めているいちき串木野市を選んで転入した方もいるとの答弁であります。

9目企業立地対策費の企業の誘致促進及び育成補助金477万8,000円は、三井串木野鉱山株式会社が新たに増設した塩加工工場に係る設備投資促進補助金において、地中岩盤の掘削工事の追加等の必要が生じたことにより設備投資費が増額になったため、当初予定した額の不足分を追加するものであります。なお、本年4月1日の操業開始に伴う雇用が7名あり、今後4名の雇用を見込んでいるとのこととなります。

10款教育費4項1目幼稚園費、教育・保育給付費28万7,000円は、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、低所得世帯及び第三子以降の園児の給食費のうち、おかずなどの副食費が免除されることに伴い、その免除された副食費について市が

負担するため追加するものであります。

5項2目文化振興費、日本遺産負担金12万9,000円は、県内9市の「麓」が日本遺産に認定されたことを受けて、関係自治体等で構成する協議会でパンフレット作成等の魅力発信事業を行うための負担金の追加であります。

審査の中で、「麓」が日本遺産に認定されたことにより、日本遺産に係る取り組みの今後の展開をどう考えているかと質したところ、地域を盛り上げるために地元の有志の方々に組織を立ち上げる考えもあることから、社会教育課、観光交流課、観光案内所等とも連携し、本市独自の取り組みを進めていきたいと考えているとの答弁であります。

委員の中から、日本遺産に係る取り組みを市外の方々だけでなく、市内の方々へも十分周知してほしい。また、観光の視点からも市内一丸となって取り組んでもらいたいとの意見が述べられたのであります。

次に、第2条繰越明許費の設定は、交通関連施設設置補助事業を翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、第3条債務負担行為の設定は、学校給食センター調理等業務など四つの事項について、債務負担行為の期間と限度額を設定しようとするものであります。

次に、第4条地方債の補正は、合併特例事業債等の限度額を変更しようとするものであります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願についてであります。

本件は、いちき串木野市大里4001-3、石神斉也氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するために、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することと、教職員の長時間労働是正のため、教職員定数改善が欠かせないこと。国の施策として定数

改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であること。また、離島・山間部の多い本県では複式学習が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したときに教育の機会均等が保障されているとは言えないため、複式学級の解消を求めるものであります。

こうした観点から、35人以下学級の推進、義務教育費国庫負担制度の負担割合の復元、教育の機会均等を保障するために複式学級を解消することなどについて、国に対して意見書の提出を求めるものであります。

審査の中で、一般市と政令市の中学校では生徒1人当たりの予算に1.3倍の格差があるため予算の拡充が必要であること、また、学校統廃合については地域や保護者の意見を十分に聞いて対応してもらいたいなど、請願趣旨に賛同する意見が述べられたのであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願についてであります。

本件は、いちき串木野市別府3672、上迫田守氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、地方自治体は社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が増大する中で大規模災害への備えなど政策課題が山積していること。公的サービスを担う人材に限られる中で新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっていること。また、地方財政については国の取り組みと基調を合わせ歳出改革等の加速・拡大に取り組むとされていることなどから、地方財政の確立を求めるものであります。

こうした観点から、災害対策など増大する自治体の財源需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。子ども・子育て支援新制度の地域医療の確保などに対応するために社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。また、地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別な対策ではなく、法定率の引き上げを初め抜本的な措置を講じることなどについて

て、国に対して意見書の提出を求めるものであります。

審査の中で、社会保障への対応、大規模災害への備えなどに対する財源の確保が必要なこと、また、普通交付税の額が5年前と比較すると減っていることなどから地方財政の財源確保について抜本的な措置を講じる必要があるなど、請願趣旨に賛同する意見が述べられたのであります。

しかし、請願書の趣旨には賛同するが、10項目の内容については重複する部分があり、項目の整理が必要であることや、表現において文言の整理が必要との意見が出され、趣旨採択して当委員会では意見書をまとめて提出するという意見が述べられ、本件は全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから、総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入りますが、予算議案第3号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第61号いちき申木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号いちき申木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号いちき申木野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は採択されました。

次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨採択されました。

次に、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長西別府 治君登壇〕

○産業厚生委員長（西別府 治君） 私ども産業厚生委員会に付託されました案件は単行議案3件、予算議案4件、陳情1件、継続審査の請願1件、継続審査の陳情1件の計10件であります。

去る9月12日に委員会を開催し、陳情1件及び継続審査の請願1件、並びに継続審査の陳情1件を除き審査が終了いたしましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第65号いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過処置に関する政令の施行に伴い条文を整備しようとするものであります。

説明によりますと、水道法施行令第5条に給水装置の構造や材質の基準について規定されていたが、第6条に条ずれすることになり、本市条例において水道法施行令第5条の規定を引用している箇所につ

いて条文整理を行うものとのこととあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、保育所との連携の基準等を緩和するため改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、家庭的保育事業等は利用できる幼児の年齢がほとんどが3歳未満であることから、卒園後の受け皿の連携施設の確保が必要になる。その受け皿の連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは卒園後の受け皿の連携施設の確保を不要とすることができるとの説明であります。

また、本市には家庭的保育事業としてスマイル保育所があるが、連携施設として生福保育所を確保しているため、今回の改正の影響はないとのこととあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号都心平江線橋梁上部工工事請負契約の締結についてであります。

本案は、都心平江線橋梁上部工工事について去る8月23日に総合評価方式（特別簡易型）による条件付一般競争入札を執行したことによるもので、入札の結果、契約金額2億3,595万円で鹿児島市伊敷5丁目17番5号、コーアツ工業株式会社代表取締役吉田三郎を落札業者と決定し、仮契約を締結したとのことと、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。なお、工期は議会の議決の日から令和2年10月30日までとのこととあります。

説明によりますと、今回の入札で採用された総合評価方式は落札者の決定において価格に加えて技術の優劣等を総合的に評価し、価格と技術力の両面から最もすぐれた者を落札者とする方式であるとのこととあります。

審査の中で、総合評価方式には加算方式と除算方式があるが、除算方式を採用した理由は何かと質したところ、加算方式は価格の点数と技術の点数があり、どうバランスをとるのか課題がある。除算方式は価格当たりの工事品質を表す指標であり、点数として総合的になり、国や鹿児島県、鹿児島市、南さつま市など県内の市町村でも採用されているとの答弁であります。

委員の中から、公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、工事の品質を一定に保つことや、従事する者の賃金などの労務管理といった働き方改革などへの対応も重要であるとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中委員会付託分についてであります。

まず、歳入の主なるものについてであります。

14款国庫支出金は、1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金で、道路河川等災害復旧費2,401万2,000円の追加、15款県支出金は、1項県負担金3目災害復旧費県負担金で、農業施設災害復旧費2,054万円の追加が主なるものであります。

次に、歳出の主なるものについてであります。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費は、認知症高齢者グループホームの防災設備改修等に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費542万3,000円の計上及び看護小規模多機能型居宅介護施設の準備費用等に係る地域介護基盤整備事業費1,654万5,000円の計上であります。

審査の中で、介護医療院とはどのような施設かと質したところ、令和6年3月で廃止されることとなっている介護療養型医療施設の受け皿として日常生活上の世話ができることを明確に位置づけられた施設であり、生活施設としての機能を備えた施設であるとの答弁であります。

2項児童福祉費2目児童運営費は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業70万円及び幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設等利用給付費750万3,000円の計上のほか、国

庫・県支出金返還金が主なるものであります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は、平成30年度生活保護費等の精算に伴う国庫支出金返還金2,131万6,000円の計上が主なるものであります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費は、危険廃屋等解体撤去工事補助金400万円の追加であります。

次に、6款農林水産業費1項農業費9目土地改良事業費は、重点ため池である床虫堀池ほか3カ所のため池のハザードマップを作成するための費用1,200万円の計上であります。

2項林業費6目緑の交流空間施設管理費は、観音ヶ池市民の森への案内サイン等を設置するための事業費1,610万5,000円の計上であります。

審査の中で、案内サイン等を設置して効果はあるのかと質したところ、現在観音ヶ池周辺の整備を進める中で、観音ヶ池での市民参加型ワークショップ等を通じて案内板がない等の意見もあり、要望を受けての設置で効果を期待しているとの答弁であります。

次に、7款商工費1項商工費4目観光費は、使途明示型ふるさと納税寄附金のうち映画制作プロジェクトを指定して寄附をいただいた金額から手数料等を除いた金額を映画制作者へ補助するための事業費132万4,000円の計上であります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費は、市道の舗装や側溝の敷設替え等に係る修繕料や原材料費などの維持補修費1,776万5,000円の追加、及び事業費決定に伴う橋梁長寿命化のための工事費745万円の減額が主なるものであります。

2目道路新設改良費は、島内松原線、袴田線、伊倉ヶ迫線に係る工事費、用地費等4,500万円の追加及び道路台帳の電子化を図るための委託料500万円の計上であります。

3目河川費1目河川維持費は、川北地区の御手洗川の護岸整備に係る工事費200万円の計上などあります。

5項都市計画費1目都市計画総務費は、神村学園による神村学園前駅付近の国道3号へ架かる歩道橋から駅へ直接アクセスするための連絡通路建設を支

援するための補助金4,000万円の計上であります。

審査の中で、当初に比べ、図面、構造そのものが変わり、事業費が上がったのかと質したところ、震災復興の影響や東京オリンピック等により資材や労務費が上がり、消費税も10%になる。既に設計はできており、基礎杭の再度の見直しや上部工と下部工を一括発注することで工事費の抑制を図ったが、それでも全体事業費が1億円となったとの答弁であります。

6項住宅費1目住宅管理費は、市営住宅解体除却に係る工事費170万円の計上及び住宅リフォーム事業補助金1,000万円の追加が主なるものであります。

次に、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費7,730万円、2目林業施設災害復旧費945万円及び2項公共土木施設災害復旧費1目道路河川等災害復旧費6,410万円は、6月下旬から7月初旬にかけての梅雨前線豪雨により被災した農林業施設や道路河川等の復旧を行うための災害復旧費の追加であります。

予算議案第3号中委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第2号令和元年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億559万5,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、歳出において1款総務費1項総務管理費で国保連合会負担金96万1,000円の追加、国民健康保険システム改修費152万9,000円の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第3号令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,877万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億864万8,000円とす

るものであります。

補正の内容としましては、歳出において7款諸支出金1項償還金及び還付加算金で国庫支出金等返還金4,877万4,000円の追加であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第2号令和元年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,738万7,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、歳出において2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金で前年度納付分の被保険者保険料等56万9,000円の追加であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

まず、議案第65号いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号いちき串木野市家庭的保育事業

等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号都心平江線橋梁上部工工事請負契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第2号令和元年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第3号令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第2号令和元年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより保留いたしておりました予算議案第3号について、討論・採決に入ります。

予算議案第3号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第77号

○議長（平石耕二君） 次に、日程第14、議案第77号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本市消防職員による不祥事に関し、管理監督の最終責任を負う立場にある者として深く反省し、現在実施している特別職に係る給料月額削減措置に加えて、給料月額の削減措置を行うため、改正しようとするものであります。

改正の内容としては、令和元年10月分の給与について市長が現行の10%削減に20%を加え30%の削減とし、副市長が現行の5%削減に10%を加え15%の削減をしようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（平石耕二君） これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

議案第77号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第78号

○議長（平石耕二君） 次に、日程第15、議案第78号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

[議会運営委員長原口政敏君登壇]

○議会運営委員長（原口政敏君） ただいま議題とされました議案第78号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

本案は、議案の審査を効率的かつ効果的に処理するため、常任委員会の名称及び所管について改正しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平石耕二君） これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから、討論・採決に入ります。

議案第78号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時06分

○議長（平石耕二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま総務文教委員長から意見書案第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2020年度政府予算に係る意見書の提出について及び意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてが提出されました。

この際、この2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題といたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2020年度政府予算に係る意見書の提出について及び意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第1号

○議長（平石耕二君） まず、追加日程第1、意見書案第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2020年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

総務文教委員長に趣旨説明を求めます。

〔総務文教委員長松崎幹夫君登壇〕

○総務文教委員長（松崎幹夫君） ただいま議題とされました意見書案第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2020年度政府予算に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠

であり、そのためには教職員定数改善が欠かせません。

また、本県では複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したときに教育の機会均等が保障されているとは言えず、複式学級の解消は重要な課題であります。

このようなことから、政府関係機関に対し次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、OECD諸国並みの豊かな教育を整備するために35人以下学級を推進すること。

2、学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

3、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を改めて複式学級の改修に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統廃合については、地域や保護者の意見を尊重し、対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（平石耕二君） これから、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△追加日程第2 意見書案第2号

○議長（平石耕二君） 次に、追加日程第2、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

総務文教委員長に趣旨説明を求めます。

[総務文教委員長松崎幹夫君登壇]

○総務文教委員長（松崎幹夫君） ただいま議題とされました意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

地方自治体は社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が増大する中で大規模災害への備えなど政策課題が山積しております。

このような中、地方財政については国の取り組みと基調を合わせ歳出改革等の加速・拡大に取り組むとされるなど厳しい状況が予想されるため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが重要な課題であります。

このようなことから、政府関係機関に対し次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財源需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ幼児教育の無償化に伴う地方負担の財源確保を確実に行うこと。

3、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど抜本的な解決策の協議を行うこと。同時に、各種税制の廃止又は減税を検討する際に自治体政策に与える影響を十分検証した上で代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。

4、2020年度施行される会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制

度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要となる地方公共団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

5、地方交付税のトップランナー方式の検討に際しては、地方行政コストの差は人口や地理的条件など歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コストになじまないことに十分留意すること。

6、地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別な対策ではなく、法定率の引き上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。

7、自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（平石耕二君） これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 所管事務調査の結果報告について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第16、所管事務調査の結果報告についてを議題とします。

総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長松崎幹夫君登壇]

○総務文教委員長（松崎幹夫君） 当委員会では所管事務の調査項目として人口減少対策、企業誘致、エネルギー問題と防災対策（原発を含む）、行財政改革、教育問題の五つの項目を設定し、先進地行政視察を初め、さまざまな調査を行ってまいりました。

常任委員の任期満了を控え、これまでの所管事務調査の内容を取りまとめましたので、その結果について報告いたします。

まず、先進地行政視察について報告いたします。

平成30年10月15日から17日にかけて岡山県奈義町、岡山県津山市、山口県周南市、また、令和元年5月22日から23日にかけて広島県安芸高田市、福岡県うきは市の5市町を調査しました。

岡山県奈義町では出生率が増加していることについて調査しました。旧保育園跡を活用した「なぎチャイルドホーム」という子育て世代の困りごと相談や必要な支援制度等の情報が得やすい拠点施設があり、安心して子育てできる環境が整っていました。

本市においても子育て世代がいつでも集まれる場所の整備や経済的負担の軽減策を優先的に取り組むことが重要であると感じました。

岡山県津山市では移住・定住について調査いたしました。

津山市には働く場が多くあり、仕事を中心に据えた移住・定住策を打ち出していました。職員6名と委託職員2名体制の「仕事・移住支援室」を設置し、移住・定住策の充実による人の還流促進などに取り組んでおられました。

山口県周南市では移住・定住について調査しました。

地域の空き家に地域で入居者を迎え入れる「里の案内人制度」という取り組みを行っていました。地域課題が多様化する中山間地域の課題解決に向け、地域の将来計画「夢プラン」を中心とした自主的、主体的取り組みを支援しており、地域のやる気をいかに引き出すかが成功の秘訣であると感じました。

広島県安芸高田市では外国人との共生について調査しました。

急激な人口減少に直面し、その打開策として市長

の肝いりで多文化共生取り組みを進めていました。今後、外国人市民の定住化がますます進むと予想される中で、平成25年に「多文化共生推進プラン」を策定、その成果や課題を踏まえ、平成30年に「第二次多文化共生推進プラン」を策定、多様な市民による持続可能なまちづくりに取り組んでおります。

留学生や技能実習生が地元企業の労働力に貢献していることを考えると、共生への理解を深める取り組みは参考になり、本市でも取り組むべきではないかと考えるところであります。

福岡県うきは市では「無料職業紹介所（うきはしごと・移住応援ひろば）」について調査しました。

平成28年度に市内中小企業、個人事業主、創業希望者をサポートする支援拠点として「U-B i C（うきはビジネス・カフェ）」をオープンし、創業や移住定住支援に取り組み、平成29年度には同施設で無料職業紹介所を開設し雇用対策を進めていました。

創業セミナーの開催や創業希望者へまちの情報や空きテナントの情報を提供し、平成30年度にはデザイン業や飲食業など14名が創業しておりました。また、無料職業紹介所では「市内事業者は深刻な人手不足であること」や「住民が隣町にあるハローワークになかなか行くことができない」などの課題に対し、通常業務として事業所訪問を行っている市役所が求人情報を把握し、求職者に情報を提供することにより、平成30年度には72名の就職決定者があったとのことであります。

事業所訪問を充実し、地方版ハローワークとして地域の実情に応じたきめ細かな職業紹介の実現を目指しており、本市もうきは市を参考に積極的に取り組むべきだと感じました。また、説明をされた担当職員の熱意にとっても感心したところであります。

次に、エネルギー問題についてであります。

平成30年5月20日に「シン・エナジー株式会社」が西薩中核工業団地に立地を計画している木質バイオマス発電所と同種、同規模の施設として既に立地している宮崎県串間市にある大生黒潮発電所を視察いたしました。

工場内は操業して間もないことから整然とし、き

れいな状態でありましたが、木材の皮を剥ぐ際の騒音やおが粉の飛散が懸念されるものであります。社長によりますと、西薩工業団地では近隣の会社等に迷惑がかからないようにするために別のシステムでの運用を考えているとのことであります。

これからはエネルギーも地産地消の時代であり、木質バイオマス発電だけでなく植林、治山まで見据えた持続可能な地方創生を目指したいとの発言に感銘を受けたところであります。本市に立地されますと新規雇用も見込まれ、市内の雇用確保と経済活性化に寄与するものと期待しているところであります。

次に、各種団体との意見交換会についてであります。

平成30年度11月20日に市文化協会との意見交換会を実施しました。

文化協会を組織する各団体の16名の方と文化に関することや協会運営等の現状や課題について意見交換を行いました。

以上をもって総務文教委員会所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（平石耕二君） これから、総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教委員会の所管事務調査の結果報告は委員長報告のとおり承認されました。

△日程第17 所管事務調査の結果報告について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第17、所管事務調査の結果報告についてを議題とします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長西別府 治君登壇〕

○産業厚生委員長（西別府 治君） 常任委員の任

期満了を控え、所管事務調査のこれまでの調査内容を取りまとめましたので、その結果について御報告いたします。

当委員会では、所管事務調査項目として生活環境について、住民福祉について、健康増進について、農林水産業の振興について、商工・観光・交通運輸について、公共事業（社会資本整備）についてを設定し、先進地行政視察をはじめ、いちき串木野市高齢者クラブ連合会やいちき串木野商工会議所との意見交換会などさまざまな調査を行ってまいりました。

平成30年の先進地行政視察では、健康寿命日本一の静岡県の中で「生涯青春都市富士市の実現」を市政運営の一つの柱に掲げている富士市、全国に13港ある「特定第三種漁港」の一つに指定される全国有数の水揚げを誇る漁港のある静岡県焼津市、近隣型から観光地型の商店街へと変貌を遂げ、年間200万人が来訪する長浜商店街がある滋賀県長浜市などを調査してまいりました。

また、令和元年の先進地行政視察では、「スマートウェルネスシティたかいし基本計画」を策定し、「市民主体のやさしさと活力あふれる健幸のまち」を目指している大阪府高石市、健康につながる活動を通じて医療費、介護費の適正化を目指している岡山県岡山市を調査してまいりました。

まず、富士市について御報告申し上げます。

富士市は静岡県が独自に設定している65歳から元気で自立して暮らせる期間「お達者度」が男女ともに低位に位置していることから、市民の健康づくりや疾病の予防のための生活習慣改善の取り組みと積極的な社会参加を促すことで日々いきいきと生活する青春度（生活度）の向上を図ることを目的としているふじさん青春マイレージ事業など「生涯青春都市の実現」を目指し、各種事業に取り組んでまいりました。

当委員会としては、「全国的にも県内でもトップクラスの医療費水準を下げるため、思い切ったマンパワーの投入で健康寿命を伸ばす施策等を行うべきでは」との意見を集約いたしました。

次に、焼津市は東京と名古屋市のほぼ中間に位置し、両都市間の商業圏を持つ「漁業のまち・水産業

のまち」であります。焼津、大井川、小川各漁港と連携した食のイベントで集客を図り、一年中魚、水産物のお祭り、イベントが開催され、市内商店街と連携した回遊型の事業を四季を通して展開しており、焼津のブランドとして3港を売り出しています。

また、焼津市は水揚げされる多様な魚や豊かな自然、歴史、文化など今ある魅力を新たに発見していく「地域体験プログラム」を焼津市全域を舞台に開催し、時間と手間をかけ、本物志向や旅先でしか味わえないものづくりに取り組んでいました。

当委員会として、「本市も四つの漁港があり一年中新鮮な魚が水揚げされる現状であることから、「いつでも」「どこでも」「気軽に」地魚等が味わえる環境を活かし、官民一体でPRをすべき」との意見を集約いたしました。

次に、長浜市の長浜商店街は、大河ドラマイベントの実施などを通して徐々に近隣住民向けから観光客向けの商店街へと変貌を遂げ、今日では年間200万人が来訪する商店街となっています。

観光客向けのプレミアム付きICプリペイドカードは買い物のほか、長浜のファンクラブカードとして観光地施設利用の優遇サービスが受けられるものです。また、情報発信サイトによって観光客の誘因と来訪した観光客に対する情報提供を図り、リピーター化やファン化を促進していました。

当委員会としては、「老朽化し解体され、空き地化される商店街になる前に、ポイントカードシステムづくり等を取り入れたり、地域コミュニケーションを失うことのない環境づくりが必要」との意見を集約いたしました。

次に、高石市は健康づくりの無関心層を含む市民の行動変容を促し、高齢化、人口減少が進んでも持続可能な予防型社会をつくることを基本理念とした

「スマートウェルネスたかいし基本計画」を策定し、歩数や健診の受診など努力や成果がポイントとして蓄積され、参加者の健康生活が地域経済にも波及する仕組みの健幸ポイント事業に取り組んでいます。

当委員会としては、「ポイント事業の景品を市内でしか使えない共通商品券を主にすることで地元の商店街にもメリットがあり、健康問題の解決だけで

なく、地域経済の活性化にも役立つのではないかと」の意見を集約いたしました。

次に、岡山市は中四国の中枢拠点都市として発展を続けていますが、20大都市の健康寿命に関する調査結果で男性が18位、女性が15位と低位に位置していました。このような中で、健康づくりに無関心な層を含めた多くの市民に対し、運動を始めるきっかけや継続する動機となるインセンティブを付与することで健康づくりに取り組むことを促し、日常活動量の増加、運動習慣の定着、健康状態の改善を目的とした健幸ポイント事業に取り組んでいます。

当委員会としては、「医療費、介護費を抑えるため、個人枠だけでなく、グループ枠や企業枠での取り組みで健康に対する意識を共有化し、日々の活動量を増やすべき」との意見を集約いたしました。

次に、いちき串木野市高齢者クラブ連合会との意見交換会について、報告いたします。

当委員会では本年5月に串木野高齢者福祉センターにおいて、高齢者クラブの活動及び支援策について意見交換を行ってまいりました。

この中で、「市は人口が少なくなり、お金は入ってこない。このような中で補助金の増額や要望を行政に一方向的に言うのではなく、高齢者の人たちが考えないといけない時期に来ているのではないかと」いった意見が出されるなど活発な議論が交わされました。

今後も議会と高齢者クラブ連合会の方々と意見交換を重ねながら行政とも力を合わせて福祉施策に取り組んでいくことを確認したところであります。

次に、いちき串木野商工会議所との意見交換会については、昨年4月及び本年7月にいちき串木野商工会議所において、ふるさと納税や商店街活性化等のテーマで意見交換を行ってまいりました。

この中で、「ふるさと納税の返礼品について、量よりも質の向上が大事ではないか」、「英国留学生記念館があり、日本遺産になった麓地区がある。そこから商店街へ回遊する人口を増やすべきではないか」といった意見が出されるなど、活発な議論が交わされました。

今後も議会と商工会議所、通り会、観光特産品協

会の方々が意見交換を重ねながら一体となって共通項を見出し、行政とともに市の活性化に取り組んでいくことを確認したところであります。

以上をもって産業厚生委員会所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（平石耕二君） これから、産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

産業厚生委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生委員会の所管事務調査の結果報告は委員長報告のとおり承認されました。

△日程第18 閉会中の継続調査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第18、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（平石耕二君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上議決していただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を

尊重して対処してまいる所存であります。

皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。て挨拶といたします。

△閉 会

○議長（平石耕二君） これで、令和元年第3回いちき申木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時40分

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1 復元、複式学級
解消をはかるための2020年度政府予算に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。（公財）連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間（過労死ライン相当）となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が健全に勤務できるよう長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

また、離島・山間部の多い鹿児島県においては2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どものゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、政府の予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 OECD諸国並みの豊かな教育を整備するために、35人以下学級を推進すること。
- 2 学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

また、学校統廃合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、少子高齢化が進行する中での社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割がかつてなく増大するとともに、大規模災害への備え等政策課題が山積しております。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られるなかで、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

このような中、先般閣議決定された「骨太方針2019」においては、引き続き2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支黒字化をめざすとし、地方一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた一方で、地方財政については、国の取り組みと基調を合わせ歳出改革等の加速・拡大に取り組むとされております。

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財源需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
- 3 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。

同時に、各種税制の廃止または減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。

- 4 2020年度に施行される会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要となる地方公共団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
- 5 地方交付税の「トップランナー方式」の検討に際しては、地方行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コストになじまないことに十分留意すること。
- 6 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別な対策ではなく、法定率の引き上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。
- 7 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 教育問題について

令和元年9月26日

総務文教委員会
委員長 松 崎 幹 夫

いちき串木野市議会
議長 平 石 耕 二 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 生活環境について
 2. 住民福祉について
 3. 健康増進について
 4. 農林水産業の振興策について
 5. 商工・観光・交通運輸について
 6. 公共事業（社会資本整備）について

令和元年9月26日

産業厚生委員会
委員長 西 別 府 治

いちき串木野市議会
議長 平 石 耕 二 様

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会副議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員